

新潟都市計画 地区計画の変更（新潟市決定）

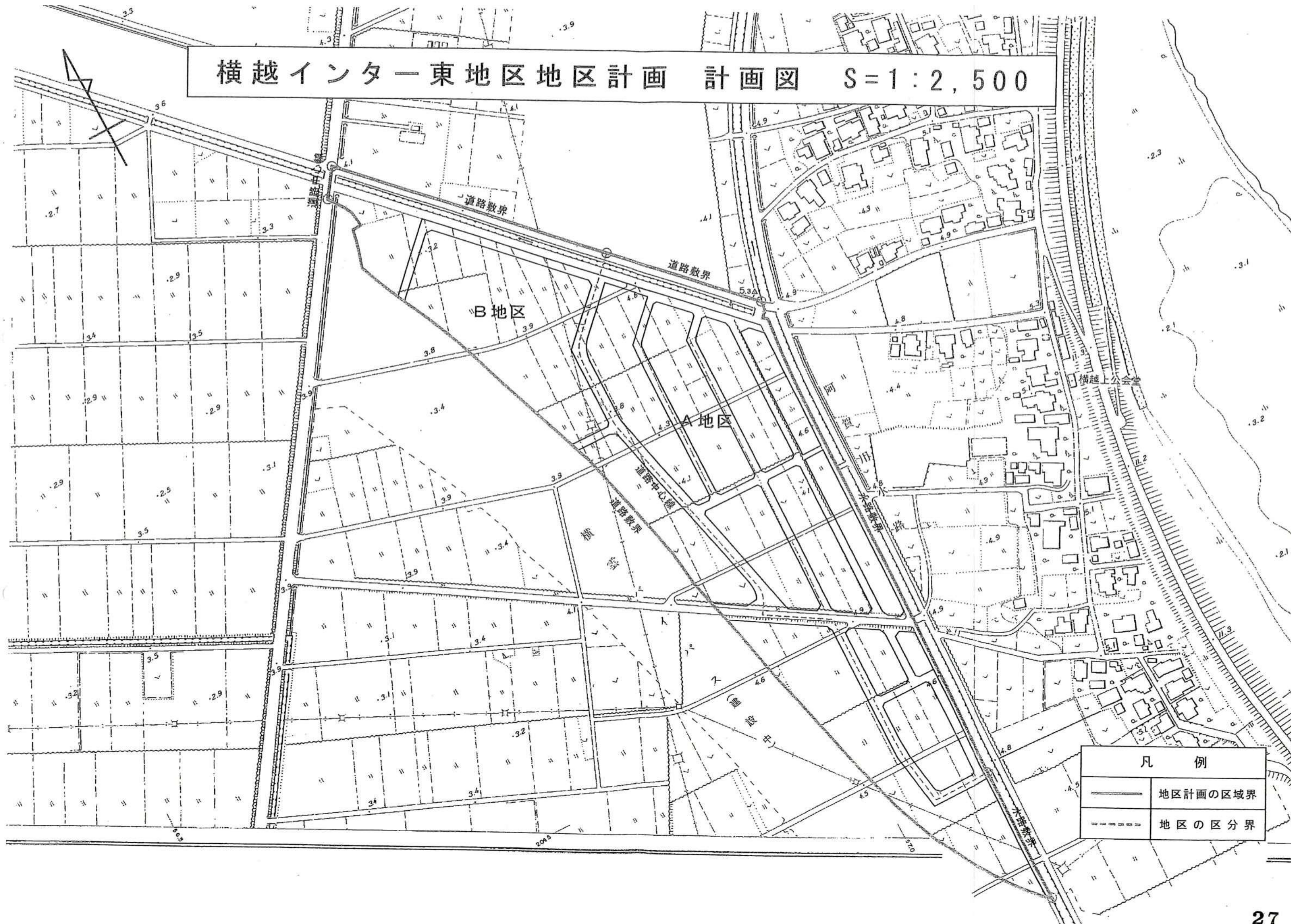
都市計画横越インター東地区地区計画を次のように変更する。



名 称	横越インター東地区地区計画	
位 置	新潟市江南区横越上町4丁目の一部、同区横越上町5丁目の一部	
面 積	約8.2ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、国道49号横雲バイパス、主要地方道新潟港横越線（都市計画道路横越新潟線）に接するなど住宅地及び業務地としての立地条件に恵まれた地区である。</p> <p>また、土地区画整理事業により、道路、公園、下水道等の都市基盤施設が計画的かつ一体的に整備された地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、健全で利便性の高い市街地の形成を図るとともに、調和のとれた土地利用を誘導することを本地区計画の目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>地区東側については、低層住宅の立地を主体とした土地利用の誘導を図る。また、地区西側の横雲バイパス沿線については、周辺環境に配慮しながら、業務施設の立地を主体とした土地利用の誘導を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>土地区画整理事業により整備された道路、公園等の維持、増進に努める。</p>
	建築物の整備の方針	<p>1. A地区</p> <p>低層住宅地としての良好な環境の形成及び保全のため、建築物の用途及びかき・さくの構造について適切な規制誘導を行う。</p> <p>2. B地区</p> <p>周辺の居住環境と調和のとれた業務地の形成を図るため、建築物の用途、壁面の位置及びかき・さくの構造について適切な規制誘導を行う。</p>

地区整備計画	地区の区分	区分の名称	A地区	B地区
		区分の面積	約4.1ヘクタール	約4.1ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(ろ)項に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二(は)項第3号から第6号までに掲げるもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(い)項第1号から第4号までに掲げるもの (2) 建築基準法別表第二(は)項第2号に掲げるもの (3) 建築基準法別表第二(に)項第6号に掲げるもの (4) 建築基準法別表第二(ほ)項第4号に掲げるもの (5) 建築基準法別表第二(と)項第5号に掲げるもの (6) 建築基準法別表第二(り)項に掲げるもの (7) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
		壁面の位置の制限	_____	A地区と接する道路に面した工場の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界から5.0メートル以上離さなければならない。
かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさく(門柱及び門扉は除く)の構造は生垣とする。ただし、高さを道路面より0.4メートル以下としたもの、又は網状その他これに類する形状であるものとした場合はこの限りでない。			

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

横越インター東地区地区計画 計画図 S=1:2,500



凡 例	
	地区計画の区域界
	地区の区分界